

業務用冷凍空調機器のユーザーみなさまへ

エアコン及び冷凍機器の点検が義務化されました。

※一定容量以上の機器は**有資格者による点検**が必要となります。

フロン類が充填された

業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の管理者(ユーザー様)が対象

以下のような場合、管理者(ユーザー様)に罰則が科せられる可能性がございます！

- ・フロンをみだりに放出した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- ・「機器の点検」、「漏えい対処」、「記録の保管」の「判断基準」に違反した場合、50万円以下の罰金。
- ・国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告は20万円以下の罰金。
- ・都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合は20万円以下の罰金。
- ・算定の漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合は10万円以下の過料。

＜ 管理者(ユーザー様)が取り組むこと ＞

(1) 機器の点検

簡易定期点検
全ての第一種特定製品

定期点検
第一種特定製品のうち、
一定規模以上の
業務用機器

(2) 漏えいの対処

フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは**原則禁止**。
適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼しなければなりません。

(3) 記録の保管

機器の点検・修理・冷媒の充填・回収の履歴は、当該製品を設置した時から廃棄するまで**帳簿を作成保存**しなければなりません。

(4) 算定漏えい量の報告

使用時 漏えい量が「1,000CO₂-ton」以上漏えいした事業者(法人単位)は、所管大臣に**報告義務**があります。

※1,000CO₂-tonはR22・R410A冷媒約500kg、R32冷媒約1,500kgに相当

＜ 点検内容 ＞

点検種別	対象機器	電動機定格出力	点検頻度	点検内容
自身での 簡易定期点検	第一種特定製品 (フロンガスを使用する 業務用機器)	点検対象機器 全て	3ヶ月に 1回以上	目視確認による ①異常音・異常振動 ④錆び ②外観の損傷 ⑤油漏れ ③摩耗及び腐食 ⑥熱交換器の霜の その他の劣化 付着の有無 ※冷蔵機器及び冷凍機器の場合上記項目に加え庫内温度の確認
有資格者による 定期点検	エアコンディショナー	50kW 以上	1年に 1回以上	有資格者が実施 目視確認等 直接法 ①発砲液法 ②電子式漏えいガス検知法 ③蛍光剤法(メーカー承認が必要) 間接法 蒸発圧力、凝縮圧力、圧縮機・ 駆動原動機の電圧・電流、過熱度、 過冷却度等が平常運転時に比べ、 異常値となっていないか計測器等 を用いて点検する。
		7.5~50kW 未満	3年に 1回以上	
	冷蔵機器及び 冷凍機器	7.5kW 以上	1年に 1回以上	



点検は弊社にお任せ下さい！

AIRAF GROUP